

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書

介護保険制度は施行24年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職は年間10万人にも上っています。2024年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約7万円の賃金格差を埋めるには程遠く、物価高騰などによる介護事業所の経営困難も改善に至りません。

さらに、訪問介護の報酬が引き下げられたことで、小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が各地で生じています。介護現場の人手不足は深刻な状況で、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。政府は、利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付はずしなど、さらなる改悪に向けた審議を2025年から再開しようとしています。

行き届いた介護保障を実現するためには、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

よって、中井町議会は、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求めて下記の事項について国に要望します。

記

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付はずし(総合事業への移行)など、行わないこと。
- 4 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月6日

神奈川県中井町議会

内閣総理大臣	石	破	茂	殿
厚生労働大臣	福	岡	資 磨	殿
財務大臣	加	藤	勝 信	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿